

## 第5章 ごみ処理基本計画

### 1 計画の基本理念・基本方針

#### 1) 基本理念

# **「もったいない」と「ごみの3R」を推進する 循環型社会のまち ーはしもとー**

本市においては、循環型社会を構築するために、市民一人ひとりが、ごみを減らし（発生抑制：リデュース）、使えるものは繰り返し使い（再使用：リユース）、そして、ごみになったら資源として利用する（再生利用：リサイクル）という「3R」の取り組みを推進しており、可燃ごみの減量など、一定の効果が出てきています。

このような状況から、本計画の基本理念は、平成 21 年度の一般廃棄物処理基本計画の基本理念を継続していくこととします。

この基本理念に基づき、「ごみを出さない、ごみになる物を出来るだけ買わない、ごみを作らない」といった行動を促進し、ごみを資源としてできる限り再使用や再資源化を進めるとともに、有限な環境資源を次世代に引き継ぐ、環境に配慮した循環型のまちづくりを目指します。

## 2) 計画を進めるための基本方針

本市では今後のごみ処理等に関する基本方針を以下のとおりに設定します。

### 基本方針1 3Rの推進

「リデュース」（ごみを減らす）、「リユース」（繰り返し使う）、そして「リサイクル」（再生利用する）といった「3R」に向けた取り組みの実施を推進していきます。

### 基本方針2 適正処理の推進

「3R」に取り組むことによって排出されたごみに関して、環境問題の観点から、適正な処理を推進します。

また、効率的な処理を行うことにより、ごみ処理経費の削減を目指します。

## 3) 処理主体

計画期間におけるごみ分類別の処理主体を表 5.1 に示します。

今後、本市のごみ処理を取り巻く状況の変化に応じて、関係機関と協議した上で見直しを行うこととします。

表 5.1 ごみ分類別の処理主体

| 分類             | 排出抑制 | 分別  | 収集・運搬     | 中間処理・資源化 | 最終処分 |
|----------------|------|-----|-----------|----------|------|
| 可燃ごみ           | 排出者  | 排出者 | 市・委託業者    | 広域組合     | —    |
| ペットボトル         | 排出者  | 排出者 | 委託業者      | 広域組合     | —    |
| その他プラ製<br>容器包装 | 排出者  | 排出者 | 委託業者      | 広域組合     | —    |
| 埋立ごみ           | 排出者  | 排出者 | 委託業者      | —        | 市    |
| 破碎選別ごみ         | 排出者  | 排出者 | 委託業者      | 広域組合     | —    |
| スチール缶<br>(食用)  | 排出者  | 排出者 | 市         | 広域組合     | —    |
| 食用ビン類          | 排出者  | 排出者 | 市         | 広域組合     | —    |
| 有害危険ごみ         | 排出者  | 排出者 | 市         | 広域組合     | —    |
| 粗大ごみ<br>(可燃)   | 排出者  | 排出者 | 市         | 広域組合     | —    |
| 粗大ごみ<br>(破碎選別) | 排出者  | 排出者 | 市         | 広域組合     | —    |
| アルミ缶           | 排出者  | 排出者 | 集団回収業者    | 資源化業者    | —    |
| 古紙・古布類         | 排出者  | 排出者 | 集団回収業者    | 資源化業者    | —    |
| 事業系一般廃<br>棄物   | 排出者  | 排出者 | 直接搬入・許可業者 | 広域組合     | —    |

(注) 「広域組合」とは、橋本周辺広域市町村圏組合のことです。

## 2 人口の見通し

本市の行政区域内人口は、過去 5 年間減少傾向を示しています。今後もその傾向を継続することを踏まえて、過去の実績からトレンド法による推計を行いました。その推計結果を図 5.1 に示します。

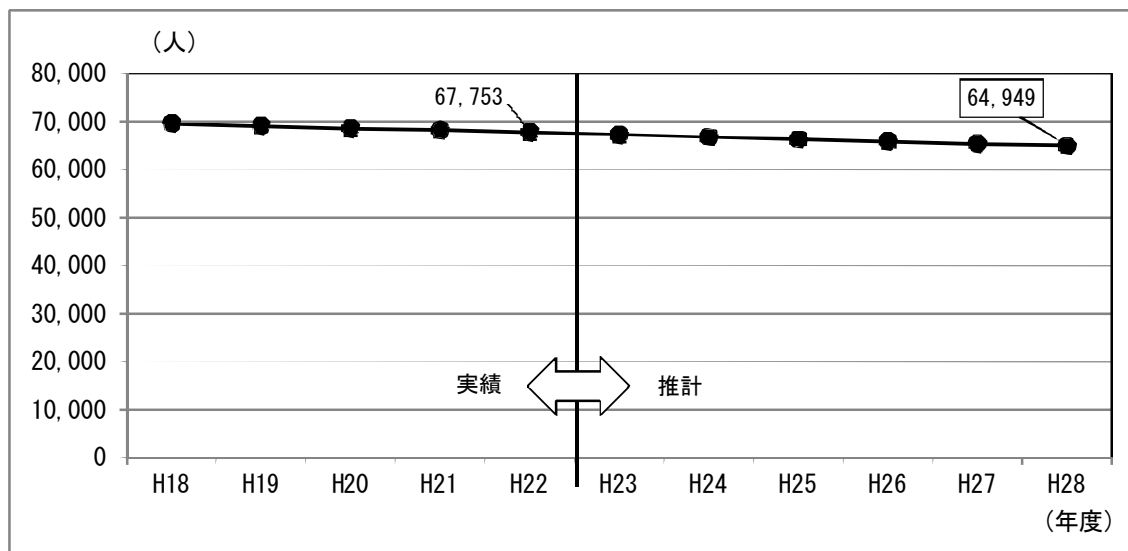


図 5.1 行政区域内人口の見通し

### コラム 5 ～長期総合計画における人口の見通し～

「橋本市長期総合計画」（平成 20 年 3 月）における人口の見通しは、今後も減少傾向は継続するものの、地域コミュニティや地域経済への影響等も勘案し、人口減少を最小限に止めるための子育て支援や企業誘致、新たな産業の創出などの施策を積極的に展開していくものとして、平成 29 年度で 67,000 人としています。

### コラム 6 ～トレンド法とは～

「トレンド法」とは、過去から未来にわたって変化する現象が一定の規則性を持っているとの仮定のもとに、理論的傾向線をあてはめて予測する方法です。トレンドとは、「動向」を意味します。

### 3 ごみの種類別の排出量予測

#### 1) ごみの排出量と処理・処分の考え方

ごみの排出と処理・処分の流れを図 5.2 に示します。

本市から排出されるごみには、本市、または本市が委託する業者の収集によって集められたごみ（「生活系ごみ」）と、市民や事業者が直接施設に搬入するか事業者が許可業者に依頼して施設へ搬入してもらうごみ（「事業系ごみ・直接搬入ごみ」）、また市民から直接資源化業者へ引き渡されるごみ（「集団回収ごみ」）があります。

排出されたごみの大部分は、焼却処理によって減量化されており、このほか資源化されるか、または最終処分されることとなります。また、集団回収のように排出段階で資源化になるものもあります。

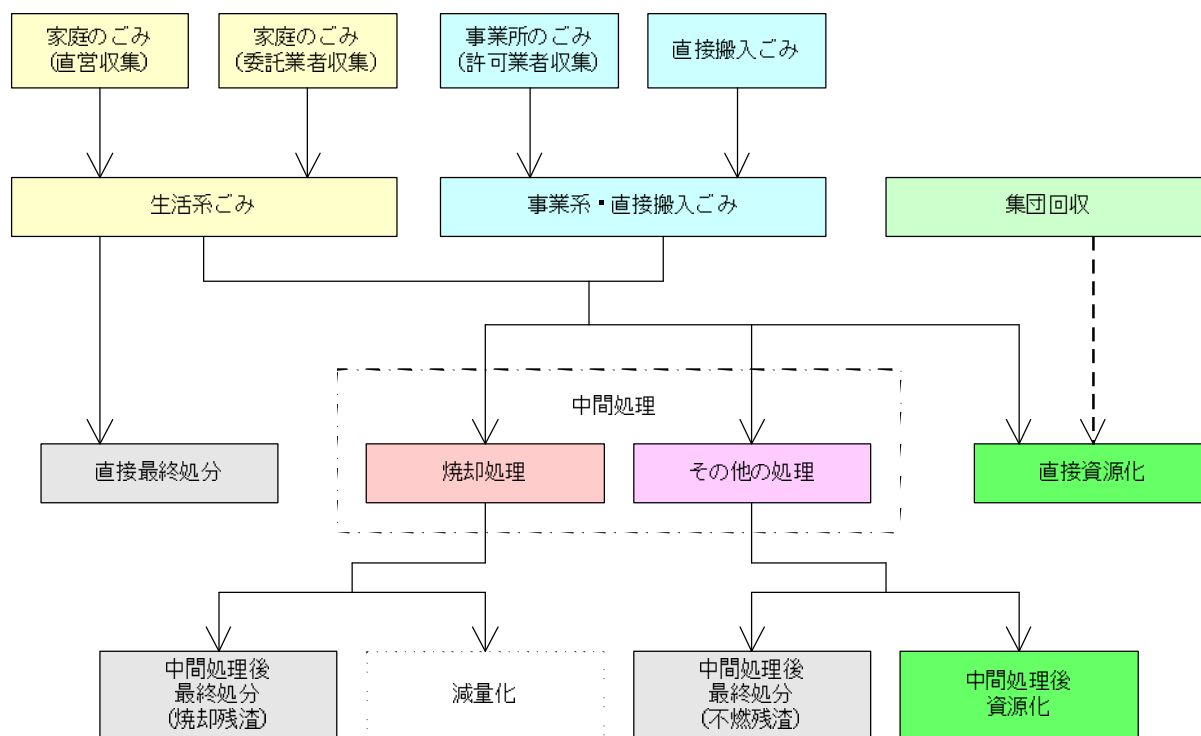


図 5.2 ごみの排出と処理・処分の流れ

#### コラム7 ～「減量化」とは～

「減量化」とは、可燃ごみなどの可燃物が焼却処理によりガス化されて減少した量のことを示します。

## 2) ごみの排出量と処理・処分量の予測方法

「ごみ処理基本計画策定指針」（平成 20 年 6 月、環境省）では、ごみ処理基本計画において、計画目標年次におけるごみの種類別発生量及び処理量の見込みを示すこととなっています。また、見込み量の推計方法については、「単純推計」と「目標値」の 2 段階で予測を行うことが示されています。したがって、本計画では、その予測を行います。

ごみの処理・処分量は、ごみ排出量の予測値に現在の処理状況（資源化割合など）を踏まえて予測します。（図 5.3 参照）

なお、将来人口は、総合計画の中で目標人口を設定していますが、平成 24 年度に見直す予定であるため、本計画では、過去の実績を考慮した予測値を採用しました。

### コラム 8 ～「単純推計」と「目標値」～

「ごみ処理基本計画策定指針」（平成 20 年、環境省）において、「単純推計」と「目標値」は以下のとおりに示されています。

#### 「単純推計」

まず、ごみの排出の抑制、再生利用を促進せず、循環型社会形成に向けた改善を行わない場合、ごみの発生量が将来的にどのように変化するかについての推計を行う。ただし、近年ごみの発生量が一般に減少傾向にあることに留意する必要がある。

予測手法としては、過去の実績から 1 人 1 日当たり発生量(g/人・日)を算出し、この実績を、トレンド法等を用いて将来推計した上で、将来予測人口を乗じて発生量を予測する方法等が考えられる。

#### 「目標値」

次に、家庭、事業所等におけるごみの排出の抑制、再生利用の促進のために実施する政策を踏まえた目標値を設定する必要がある。具体的には、ごみ処理の有料化、普及啓発の実施等による排出抑制の効果を踏まえた発生量の目標値を設定する。再生利用の目標値については、分別収集区分の変更等を踏まえ設定する必要がある。

これらを踏まえ、目標達成後のごみの種類別（例えば、燃やすごみ、燃やさないごみ、資源ごみ、粗大ごみ等）の発生量について、それぞれ収集（直営・委託）、直接搬入、集団回収等の別に施策の効果等を検討した上で予測する。

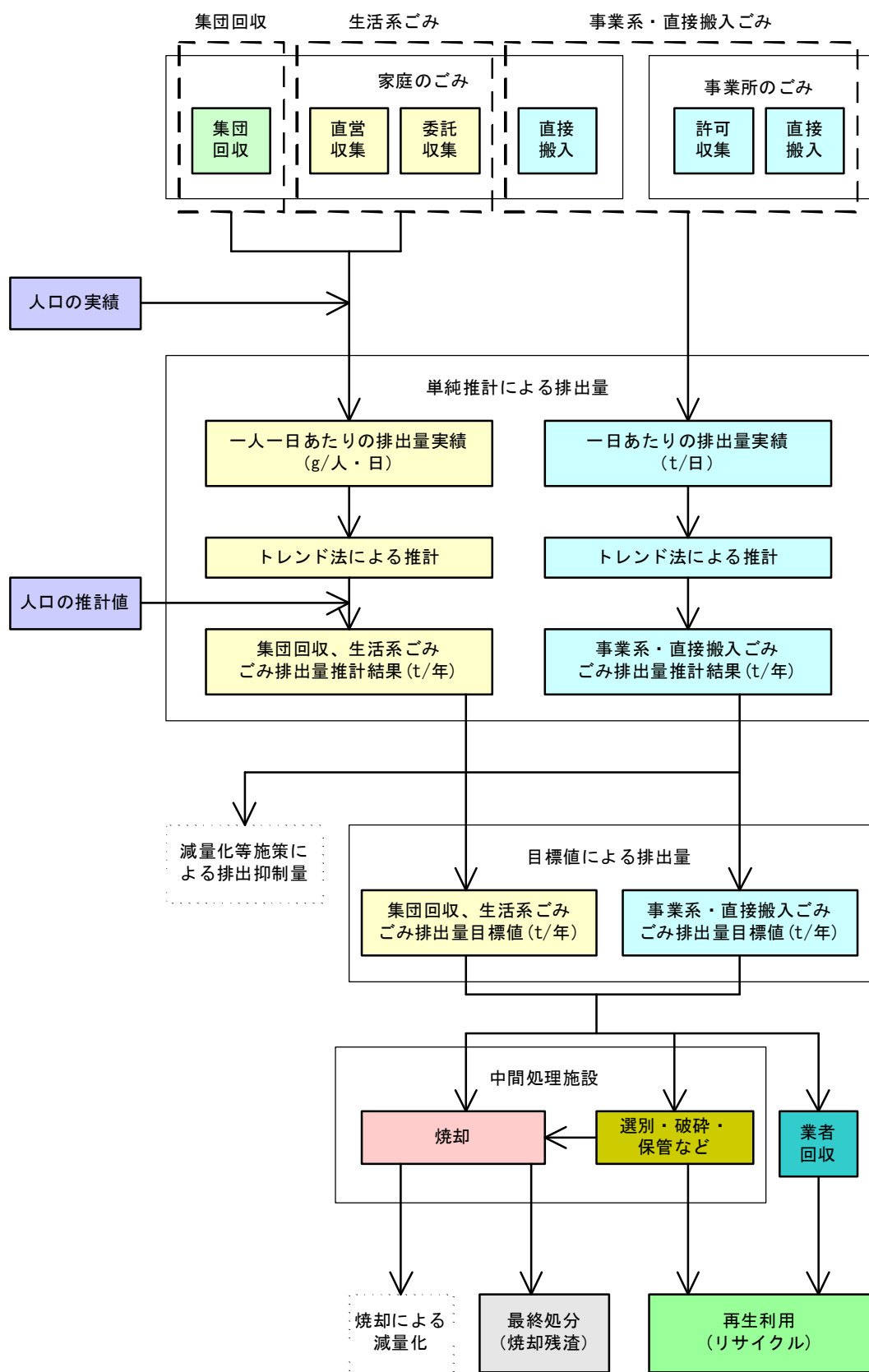


図 5.3 ごみ排出量及びごみ処理・処分の予測フロー

### 3) ごみの排出量及び処理量の見込み（単純推計結果）

単純推計でのごみ排出量及び処理量の見込みを表 5.2 に示します。

平成 28 年度におけるごみ排出量は 18,640 t と予測され、過去の排出量実績が減少しているため、見込み値も年々減少しています。

ごみ処理・処分において、ごみ排出量に対する焼却処理の割合は 75%、焼却処理による減量化率は 68% と見込まれます。また、資源化率が 23%、最終処分率が 10% と見込まれます。

表 5.2 ごみ排出量及び処理量の見通し（単純推計）

|         |                 | 単位      | 予測（単純推計） |          |          |          |          |          |
|---------|-----------------|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|         |                 |         | H23      | H24      | H25      | H26      | H27      | H28      |
| 行政区域内人口 |                 | （人）     | 67,286   | 66,818   | 66,351   | 65,884   | 65,417   | 64,949   |
| 排出量     | 生活系ごみ量          | （t/年）   | 11,469   | 11,121   | 10,814   | 10,539   | 10,287   | 10,052   |
|         |                 | （g/人・日） | 467      | 456      | 447      | 438      | 431      | 424      |
|         | 事業系・直接搬入<br>ごみ量 | （t/年）   | 5,619    | 5,636    | 5,650    | 5,654    | 5,665    | 5,662    |
|         |                 | 集団回収量   | （t/年）    | 2,918    | 2,919    | 2,921    | 2,923    | 2,924    |
|         | （g/人・日）         |         | 119      | 120      | 121      | 122      | 122      | 123      |
|         | 合計              | （t/年）   | 20,006   | 19,676   | 19,385   | 19,116   | 18,876   | 18,640   |
|         |                 | （g/人・日） | 815      | 807      | 800      | 795      | 791      | 786      |
| 焼却量     |                 | （t/年）   | 15,188   | 14,922   | 14,684   | 14,461   | 14,261   | 14,071   |
| 焼却量割合   |                 | （％）     | 76%      | 76%      | 76%      | 76%      | 76%      | 75%      |
| （減量化量）  |                 | （t/年）   | （13,669） | （13,430） | （13,216） | （13,015） | （12,835） | （12,664） |
| （減量化率）  |                 | （％）     | （68%）    | （68%）    | （68%）    | （68%）    | （68%）    | （68%）    |
| リサイクル量  |                 | （t/年）   | 4,436    | 4,375    | 4,325    | 4,281    | 4,244    | 4,201    |
| リサイクル率  |                 | （％）     | 22%      | 22%      | 22%      | 22%      | 23%      | 23%      |
| 最終処分量   |                 | （t/年）   | 1,901    | 1,871    | 1,844    | 1,820    | 1,797    | 1,775    |
| 最終処分率   |                 | （％）     | 10%      | 10%      | 10%      | 10%      | 10%      | 10%      |

※焼却量割合、減量化率、リサイクル率および最終処分率は、排出量合計に対する割合である。

## 4 計画の目標

### 1) 目標値の設定

#### 【 計画の目標値 】

**ごみの一人一日あたりの  
排出量を現状の1割削減**

基本理念（「もったいない」と「ごみの3R」を推進する循環型社会のまち－はしもと－）を実現するために、ごみ排出量の原単位の減量化を図っていくものとし、目標を「ごみの一人一日あたりの排出量を現状の1割削減」（平成22年度：823 g/人・日）とします。

この目標の達成で、平成28年度においてごみの一人一日あたりの排出量が740g/人・日（生活系ごみ＋事業系・直接搬入ごみ＋集団回収）となります。



今後実施していく基本施策による効果を踏まえ、達成可能な設定項目及び設定根拠を表 5.3 に示します。

**表 5.3 目標の設定根拠**

| 区分           | 目標設定の根拠                                                                    |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 生活系可燃ごみ      | 各施策の実施に伴う排出抑制、分別徹底及び生ごみ堆肥化の促進により、単純推計結果から毎年 1%ずつ加算した割合(5 年後では 5%)で減量すると設定。 |
| 生活系資源ごみ      | 目標設定なし。(単純推計結果のとおり推移)                                                      |
| 生活系粗大ごみ      | 目標設定なし。(単純推計結果のとおり推移)                                                      |
| 生活系埋立ごみ      | 目標設定なし。(単純推計結果のとおり推移)                                                      |
| 事業系・直接搬入可燃ごみ | 各施策の実施に伴う排出抑制、分別徹底及び資源化の促進により、単純推計結果から毎年 2%ずつ加算した割合(5 年後では 10%)で減量すると設定。   |
| 事業系・直接搬入資源ごみ | 目標設定なし。(単純推計結果のとおり推移)                                                      |
| 事業系・直接搬入粗大ごみ | 目標設定なし。(単純推計結果のとおり推移)                                                      |
| 事業系・直接搬入埋立ごみ | 目標設定なし。(単純推計結果のとおり推移)                                                      |

### コラム 9 ～もう一つの目標～

橋本周辺広域市町村圏組合は平成 18 年 3 月にごみ処理基本計画を策定し、この中で本市(旧橋本市及び旧高野口町)は平成 28 年度においてごみの総排出量を 24,350 t、生活系ごみを 1 人 1 日あたり 736 g にすることを目標としました。

その他の組合構成自治体にもそれぞれ目標値を設定しており、これらの目標値に基づいて橋本周辺広域ごみ処理場(エコライフ紀北)の施設規模(焼却施設 101 t/日、リサイクルセンター 46.4 t/日)となっています。

### コラム 10 ～生ごみの組成～

家庭ごみの主役は、生ごみ(厨芥類)です。一般的(京都市のデータ)には、家庭ごみ全体で、湿重量比で約 4 割を占めていますが、そのうち、「食べ残し」は生ごみ全体の約 40%、「手付かず厨芥」が約 10%とされています。したがって、これらを減らすことにより、ごみの減量化が期待できます。

## 2) ごみの排出量及び処理状況の見込み（目標値）

目標値を達成した場合のごみ排出量及び処理量の見通しを表 5.4 及び図 5.4 に示します。

平成 28 年度におけるごみ排出量目標値は 17,532 t であり、ごみ排出量目標値に対する焼却処理の割合は 74%、焼却処理による減量化率は 67%と見込まれます。また、資源化率が 24%、最終処分率が 10%と見込まれます。

表 5.4 ごみ排出量及び処理量の見通し（目標値）

|         |                  | 単位      | 予 測（目標値） |          |          |          |          |          |
|---------|------------------|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|         |                  |         | H23      | H24      | H25      | H26      | H27      | H28      |
| 行政区域内人口 |                  | （人）     | 67,286   | 66,818   | 66,351   | 65,884   | 65,417   | 64,949   |
| 排出量     | 生活系ごみ量           | （t/年）   | 11,375   | 10,940   | 10,549   | 10,195   | 9,866    | 9,558    |
|         |                  | （g/人・日） | 463      | 449      | 436      | 424      | 413      | 403      |
|         | 事業系・直接搬入<br>ごみ量  | （t/年）   | 5,520    | 5,439    | 5,351    | 5,249    | 5,157    | 5,048    |
|         |                  | 集団回収量   | （t/年）    | 2,918    | 2,919    | 2,921    | 2,923    | 2,924    |
|         | （g/人・日）          |         | 119      | 120      | 121      | 122      | 122      | 123      |
|         | 合計               | （t/年）   | 19,813   | 19,298   | 18,821   | 18,367   | 17,947   | 17,532   |
|         |                  | （g/人・日） | 807      | 791      | 777      | 764      | 752      | 740      |
|         | （対H22[823g/人日]比） |         | （％）      | [98%]    | [96%]    | [94%]    | [93%]    | [91%]    |
| 焼却量     |                  | （t/年）   | 14,995   | 14,544   | 14,120   | 13,712   | 13,332   | 12,963   |
| 焼却量割合   |                  | （％）     | 76%      | 75%      | 75%      | 75%      | 74%      | 74%      |
| （減量化量）  |                  | （t/年）   | (13,495) | (13,090) | (12,708) | (12,341) | (11,999) | (11,667) |
| （減量化率）  |                  | （％）     | (68%)    | (68%)    | (68%)    | (67%)    | (67%)    | (67%)    |
| リサイクル量  |                  | （t/年）   | 4,436    | 4,375    | 4,325    | 4,281    | 4,244    | 4,201    |
| リサイクル率  |                  | （％）     | 22%      | 23%      | 23%      | 23%      | 24%      | 24%      |
| 最終処分量   |                  | （t/年）   | 1,882    | 1,833    | 1,788    | 1,745    | 1,704    | 1,664    |
| 最終処分率   |                  | （％）     | 10%      | 10%      | 10%      | 10%      | 10%      | 10%      |

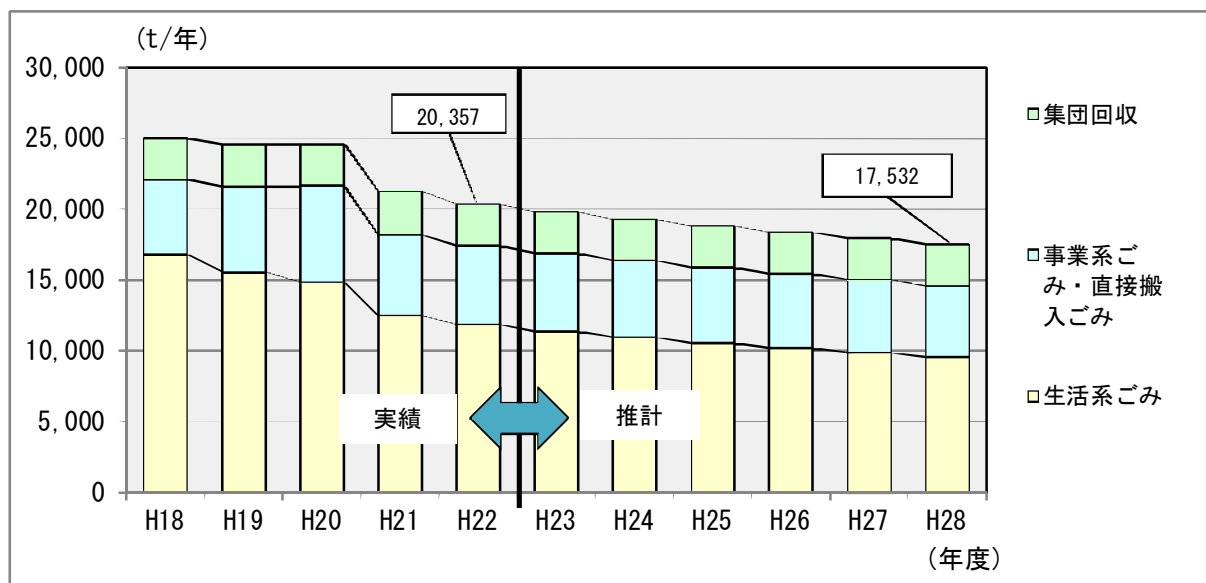


図 5.4 ごみ総排出量（目標値）の推移

単純推計値と目標値のごみ排出量の見通しを図 5.5 に示します。

図 5.5 における単純推計値と目標値の差分が、今後の施策によってごみ減量の効果が見込まれる量です。

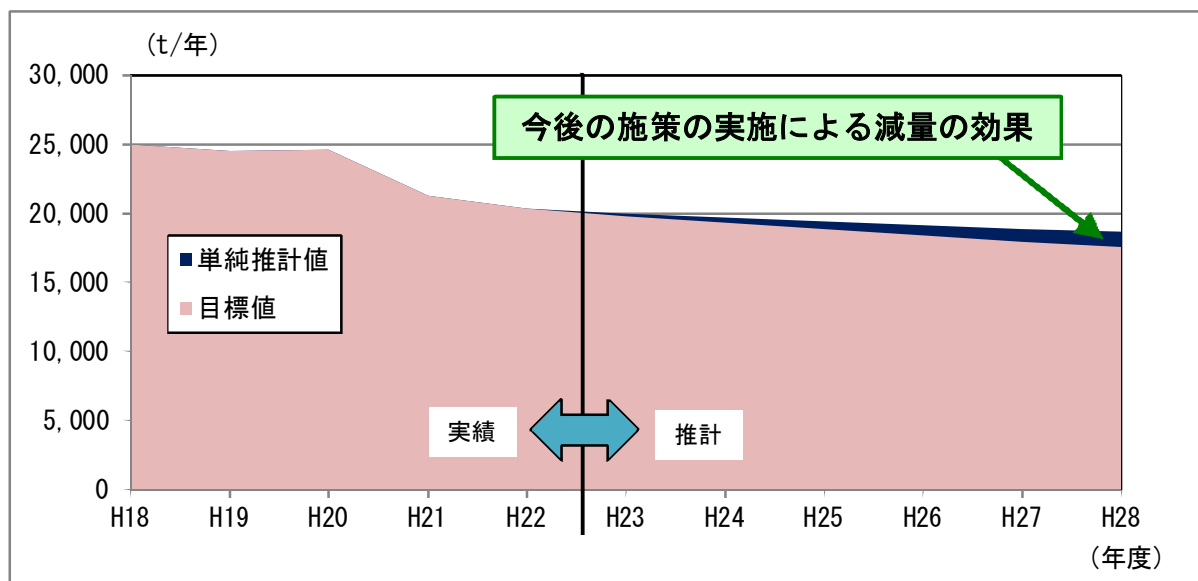
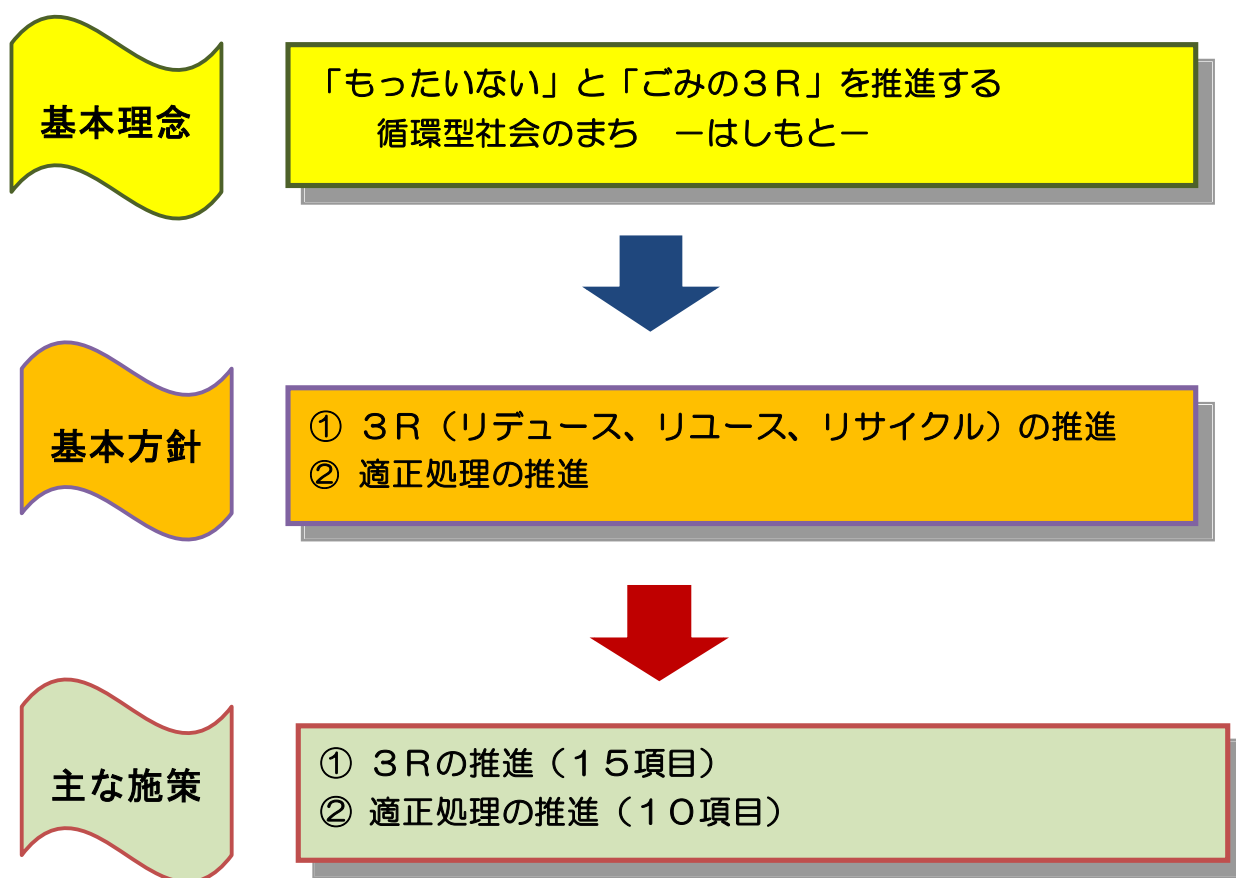


図 5.5 単純推計値と目標値の推移

## 5 施策と市民・事業者の取り組み

本計画の計画期間である平成 24 年度～平成 28 年度において実施し、基本理念を達成するための具体的な施策を示します。



基本理念を達成するための具体的な施策に関する実施時期を表 5.5 及び表 5.6 に示します。

表 5.5 具体的な施策の実施時期【3Rの推進】

| 項 目                | 前 期<br>【平成24～26年度】 | 後 期<br>【平成26～28年度】 |
|--------------------|--------------------|--------------------|
| ①花と緑のリサイクル事業       | 継続                 |                    |
| ②生ごみ堆肥化・減量化の推進     | 継続                 |                    |
| ③廃棄物減量等推進員制度の拡充    | 継続・拡大              |                    |
| ④生ごみ処理機補助制度の継続     | 継続                 |                    |
| ⑤可燃ごみ収集回数の軽減       | 継続・拡大              |                    |
| ⑥事業系ごみの減量化促進       | 実施・周知              | 継続                 |
| ⑦簡易包装の推進           | 継続                 |                    |
| ⑧エコショップ認定制度の創設     |                    | 検討・実施              |
| ⑨ごみや環境に対する意識啓発     | 継続                 |                    |
| ⑩ごみ処理費用の有料化        | 継続                 |                    |
| ⑪フリーマーケット・イベント等の活用 | 継続                 |                    |
| ⑫中古品及びレンタルの活用      | 継続                 |                    |
| ⑬資源ごみ集団回収の活用       | 継続                 |                    |
| ⑭事業系ごみの資源化促進       | 継続                 |                    |
| ⑮各店舗における資源回収の推進    | 検討・実施              |                    |

表 5.6 具体的な施策の実施時期【適正処理の推進】

| 項 目               | 前 期<br>【平成24～26年度】 | 後 期<br>【平成26～28年度】 |
|-------------------|--------------------|--------------------|
| ①ごみの分別精度の向上       | 継続<br>----->       |                    |
| ②廃棄物減量計画書の提出要請    | 検討・実施<br>----->    | 継続<br>----->       |
| ③自己処理責任の周知徹底と適正処理 | 継続<br>----->       |                    |
| ④ごみステーションの管理体制の整備 | 検討・実施<br>----->    | 継続<br>----->       |
| ⑤効率的な収集・運搬体制の確立   | 検討・実施<br>----->    | 継続<br>----->       |
| ⑥福祉収集の実施          | 検討・実施<br>----->    | 継続<br>----->       |
| ⑦廃食用油の再生利用の検証     | 継続<br>----->       |                    |
| ⑧ごみ処理経費の明確化       | 検討・実施<br>----->    | 継続<br>----->       |
| ⑨災害時の廃棄物処理        | 検討・実施<br>----->    | 継続<br>----->       |
| ⑩廃棄物処理事業概要の作成     | 検討・実施<br>----->    | 継続<br>----->       |

## 1) 3Rの推進

### ①花と緑のリサイクル事業

「花と緑のリサイクル事業」は、生ごみを堆肥化し、花や野菜の栽培に利用していくための事業です。

本市では循環型社会の実現に向け、生ごみや刈り草から堆肥（腐葉土）をつくり、花や野菜の栽培に利用していくためのシステムづくりに、これまで以上に力を入れ取り組んでいきます。そして、その土からきれいな花を咲かせ、本市に住んでいる人や本市を訪れた人の心が癒されるような『花いっぱいのまちづくり』を目指します。

#### 具体的な内容

- ・プランターと花の種の提供
- ・フラワーオフィス事業
- ・フラワーロード整備事業
- ・道沿いガーデニングコンテスト
- ・菜の花フォト&絵画コンテスト
- ・コスモス・菜の花プロジェクト
- ・「花と緑のリサイクル 花まつり」の開催
- ・ジャイアントかぼちゃの栽培



フラワーオフィス事業

〔出典〕橋本市ホームページ

## ②生ごみ堆肥化・減量化の推進

「生ごみ堆肥化・減量化の推進」は、「花と緑のリサイクル事業」の一つとして、生ごみ堆肥化事業を促進し、家庭から排出される可燃ごみを削減するための情報提供や普及に努めます。

生ごみ堆肥化講習会や学習会は、橋本市衛生自治会と協力して実施するとともに、堆肥化を実施した人にヒアリングを行い、堆肥化するための課題や問題を明らかにします。また、食べ残しをしないライフスタイルやごみを出るだけ出さない調理方法（エコクッキング）の情報提供を行っていきます。

### 具体的な内容

- ・ 生ごみ堆肥化講習会、学習会等の実施
- ・ 生ごみ堆肥化実施者へのヒアリング
- ・ 食のライフスタイルやエコクッキングの情報提示  
（広報・チラシの配布）

### コラム 11 ～ちゅう芥類（生ごみ）の減量化・資源化～

岡山市では、産官学民で構成する「岡山市エコ技術研究会」において家庭ごみの約 4 割を占める（平成 20 年度）生ごみの減量化・資源化を推進するために、『生ごみ減量化ハンドブック』を作成しています。

そのハンドブックには、①段ボール箱コンポスト、②ミミズコンポスト、③紙製米袋発酵コンポスト、④エコちゃんコンポスト、⑤電気式生ごみ処理機などの方法を紹介しています。

[出典]岡山市ホームページ

([http://www.city.okayama.jp/kankyou/kankyousoumu/kankyousoumu\\_t00003.html](http://www.city.okayama.jp/kankyou/kankyousoumu/kankyousoumu_t00003.html))



### ③廃棄物減量等推進員制度の拡充

橋本市廃棄物減量等推進員は、「橋本市廃棄物減量等推進員に関する要綱」（平成 18 年 3 月）に定められているように、一般廃棄物の減量化及び資源化並びに適正処理の普及・啓発と、分別収集の指導啓発を行っています。

地域によっては、この推進員制度を活用できていないように見受けられます。したがって、今後はこの推進員地域範囲及び役割を明確にします。また、各推進員との積極的な連携を図るため、意見交換会の場を開催します。

#### 具体的な内容

- ・ 廃棄物減量等推進員の増員（地域わりの見直し）
- ・ 廃棄物減量等推進員の役割の明確化
- ・ 廃棄物減量等推進員の意見交換会の開催

### ④生ごみ処理機補助制度の継続

現在、橋本市衛生自治会と協力し実施している電気式生ごみ処理機、コンポスト容器の購入補助事業は、今後も継続的に実施します。

また、電気式生ごみ処理機やコンポスト容器の補助支給者への大規模なアンケート調査を行い、使用実態を把握するとともに、継続使用や適正利用に向けて利用者へのより充実したフォローアップを図ります。

#### 具体的な内容

- ・ 電気式生ごみ処理機の購入補助制度
- ・ 堆肥化容器の貸与及び補助剤の無料支給
- ・ 補助支給者へのアンケート調査の実施

## ⑤可燃ごみ収集回数の軽減

現在、区または自治会において集団的に生ごみの堆肥化・減量化を行い、可燃ごみの収集回数を通常の間 2 回から間 1 回に軽減する場合、奨励金を交付しています。今後もこの取り組みの情報提供や普及の推進を行っていきます。また、その効果も検証していきます。

### 具体的な内容

- ・ 収集回数の軽減による減量効果の検証
- ・ 奨励金制度の見直し

## ⑥事業系ごみの減量化促進

本市の事業系ごみの現状や排出実態について、事業所への詳細なアンケート調査を実施して把握します。また、事業所から出るオフィスごみの減量についての工夫などを掲載したパンフレットを市内の事業所に配布し、事業系ごみを減量するための情報提供に努めます。

### 具体的な内容

- ・ 事業所への詳細なアンケート調査の実施
- ・ ごみ減量方法などの情報提示（広報・チラシの配布、講習会の実施）

## ⑦簡易包装の推進

和歌山県では、事業者、市民団体、行政が一体となって、様々な手法でレジ袋の削減に取り組んでいます。したがって、これらの取り組みに併せて、市民に対してマイバッグ持参運動を推進し、レジ袋がごみとして排出されないよう啓発し、その実施状況を確認します。

また、過剰包装の商品や使い捨ての商品も、出来るだけ買わないようにするなど生活系ごみの中で大量に排出されている包装紙やレジ袋等の減量化を図り、簡易包装商品等の導入による環境に配慮した消費行動を啓発していきます。

### 具体的な内容

- ・簡易包装の推進を促す啓発
- ・マイバッグ導入の推進
- ・レジ袋有料化の実施状況の確認

## ⑧エコショップ認定制度の創設

エコショップ認定制度とは、環境に配慮した取り組みを積極的に行っている店舗を「認定店」として認定する制度です。

エコショップの認定を受けることで、“環境にやさしいお店”として店舗のイメージが上がり、また、アピールに利用することができます。また、市の広報やホームページなどでもPRすることができます。

今後は、環境に配慮した取り組みをしている店舗に対して、「エコショップ」と認定できる制度を創設し、その制度を活用するためにPRを行います。

### 具体的な内容

- ・エコショップ認定制度の創設
- ・エコショップ認定制度の内容の確立
- ・「優良エコショップ」の認定（年に1回程度、特に顕著な取り組み）

## コラム 12 ～エコショップの事例（奈良県橿原市）～

### 【橿原市エコショップ認定制度】

市内でゴミの減量化やリサイクル活動を推進している小売店舗を募集しており、審査により「エコショップ」として認定された店舗は広報やホームページで周知しています。

エコショップ認定制度とは、市内において、環境に優しい商品の販売や、ゴミの減量化・リサイクル活動に取り組む小売店舗を「エコショップ」として認定し、広く市民に周知することにより、環境にやさしいライフスタイルを作り上げる事を目的とした制度です。

エコショップ認定店にエコショップ認定証とエコショップ認定ステッカーを交付します。また、環境に優しい店として、市の広報やホームページを通じて市民にPRします。



（エコショップ認定ステッカー）

【出典】橿原市ホームページ

([http://www.city.kashihara.nara.jp/kankyo/c\\_shouhiseikatsu/katsudou/eco\\_shop/eco\\_shop.html](http://www.city.kashihara.nara.jp/kankyo/c_shouhiseikatsu/katsudou/eco_shop/eco_shop.html))

## ⑨ごみや環境に対する意識啓発

市民には、ごみ処理に対して協力しなければならないということを広く伝え、「ごみの減量と分別のガイドブック」や広報等による情報提供やイベント等の機会を通じて、本市におけるごみの現状や課題についての情報を提供し、ごみ減量に関する意識の向上を図ります。また、「3R」を広く推進するため、地域による市民一人ひとりの自主的な活動を推進していきます。

環境問題を身近なものと考えするためには、環境教育を小・中学校・高校等における児童・生徒の各段階に応じて実施するとともに、内容の充実を図ります。また、子どもから大人まで幅広い年齢層が学習できるように、ごみや環境に関する生涯学習講座での講演や地域住民参加の学習会等の開催を推進します。

### 具体的な内容

- ・「ごみの減量と分別のガイドブック」の更新
- ・広報やチラシ配布による啓発
- ・環境教育の充実
- ・ごみや環境に関する講演会や学習会の開催

### コラム13 ～生活スタイルの見直し～

ごみを減量するには、食のライフスタイルだけではなく、生活スタイルを見直していくこともとても重要です。環境にやさしい生活スタイルは下記のようなものがあります。

#### スローライフ

効率と速さを重視した時間に追われる生活スタイルを見直し、自然と調和した、ゆったりとした時間の流れを楽しむ生活を目指すことで、結果的に環境にも優しい生活スタイルを目指します。

#### スローフード

イタリアでスタートしたNPO運動でありファーストフードに対してスローフードと呼ばれています。地元の食材や料理を大切に、質の高い食や食文化を守ることにより食を通じて豊かな生活環境を作り出す運動のことです。

#### ロハス (LOHAS)

Lifestyles Of Health And Sustainability (ライフスタイルズ・オブ・ヘルス・アンド・サステナビリティ) の略です。健康を重視した持続可能な社会生活を送ろうとする生活スタイルで、そういった生活スタイルを重視する消費者層を示します。

## ⑩ごみ処理費用の有料化

一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた税負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、「一般廃棄物処理有料化の手引き」（平成 19 年 6 月環境省）に基づいたごみ処理費用の有料化を推進していくものとします。ただし、販売価格の改正によりごみ減量化に取り組んでいる世帯の負担が増えることや価格変動の緩和を図るため、平成 21 年度から平成 24 年度までは、全世帯を対象に一定枚数の新可燃ごみ袋の無料配布を実施します。

なお、有料化制度の効果については、その実施状況を評価し、必要に応じて見直します。

### 具体的な内容

#### ・ 有料化制度の実施状況報告

#### コラム 14 ～ごみ処理の有料化について～

平成 17 年 5 月 26 日に、廃棄物処理法第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」が改正されました。

この改正により、市町村の役割として、「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。」との記載が追加され、国全体の施策の方針として一般廃棄物処理の有料化を推進するべきことが明確化されました。

〔出典〕 一般廃棄物処理有料化の手引き（平成 19 年 6 月、環境省）

## ⑪フリーマーケット・イベント等の活用

本市の各イベントや市民が主催するバザー、フリーマーケットなどのイベントを支援し、ごみの排出抑制と不用品の再使用（リユース）を推進します。また、不用となった家具などの「ゆずります・ゆずってください」情報やその利用場所を提供するなどにより、不用品の再使用を促進します。

ごみや環境をテーマとしたセミナーやシンポジウムなど、市民参加のイベントを検討し、ごみに対する理解の向上を図ります。

### 具体的な内容

- ・ 広報、チラシ、市のホームページを利用したイベント等の啓発
- ・ イベント開催の効果検証

## ⑫中古品及びレンタルの活用

「リユース」として、中古品やレンタルの活用が考えられます。例えば、あるものをレンタルすれば、使用後にごみにしなくてもよいという利点があります。また、中古品であれば、不用品の再使用となり、ごみの減量につながります。したがって、事業所において、一時期しか使わないものや必要頻度が低いものは、中古品やレンタルを活用していくようにします。

### 具体的な内容

- ・ 中古品やレンタルの利用状況
- ・ 中古品やレンタルに関する情報提供

### ⑬資源ごみ集団回収の活用

資源の再生利用や地域コミュニティの育成を促進し、あわせてごみ処理行政に対する市民意識の高揚を図るため、自主的に実施する資源ごみ集団回収に対し、活動の活性化を図るとともに、さらなる資源化を促進するため、集団回収助成金交付制度を継続します。

#### 具体的な内容

- ・ 集団回収助成金制度の継続

### ⑭事業系ごみの資源化促進

資源化に対する意識が低い事業所も若干みられます。今後は、事業系ごみの資源化促進に関して、資源化のメリットや資源回収業者の一覧等を掲載したパンフレットを市内の事業所に配布し、事業系ごみの資源化の促進を図ります。

#### 具体的な内容

- ・ 広報やチラシ配布による啓発
- ・ 資源回収業者一覧を掲載したパンフレットの配布

### ⑮各店舗における資源回収の推進

市内にあるスーパー等では、食品トレイやペットボトルなどの循環資源を回収している店舗もあるため、今後、各店舗との連携・協働により、資源の回収拠点となる店舗数及び回収品目の拡大を目指していきます。

また、資源回収を実施している店舗と連携・協働して資源回収を推進します。

#### 具体的な内容

- ・ 実施店舗との連携・協働体制の構築
- ・ 実施店舗の拡大
- ・ 資源回収品目の拡大



## 2) 適正処理の推進

### ①ごみの分別精度の向上

橋本周辺広域ごみ処理場（エコライフ紀北）の稼動に伴いごみの分別区分が変更となり、適正処理を行っていますが、分別徹底が不十分な部分もみられます。したがって、ホームページの掲載やパンフレット等の配布により、誰にでもわかりやすい情報提供を行い、分別ルール of 厳守や排出マナーの向上に向けた普及啓発を継続して行うなど、ごみ分別ルールの徹底や排出マナーの向上を目指した普及啓発を実施します。

#### 具体的な内容

- ・「ごみの減量と分別のガイドブック」の拡充
- ・広報やホームページなど内容の充実

### ②廃棄物減量計画書の提出要請

ごみを多量に排出する事業所については、「橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」（平成 18 年 3 月）において、「排出の抑制及び再利用並びに適正な処理に関する計画書を作成させ、提出させることができる。」と規定しています。したがって、この条例に基づき、市内にある一定規模以上の事業所に対して「廃棄物減量計画書」の提出を要請し、減量目標を達成するように指導を行い事業系ごみの減量化を図ります。

#### 具体的な内容

- ・「廃棄物減量計画書」を提出する事業所の選定
- ・「廃棄物減量計画書」策定マニュアルの作成
- ・「廃棄物減量計画書」の提出要請

### ③自己処理責任の周知徹底と適正処理

ごみの処理は本市の責務ですが、事業所はこれに協力しなければならないという廃棄物処理法の精神を広く事業所に伝えるとともに、ごみ排出者が責任を持って処理する義務である自己処理責任や、生活系ごみへの混入抑制を含め、事業系ごみの排出・分別について周知徹底します。

また、事業所はごみを自ら処理するか、許可を受けた一般廃棄物処理業者に収集又は運搬を委託しなければならないため、これらの周知徹底を図り、適正な処理を推進します。

#### 具体的な内容

- ・ 事業系ごみの排出・分別の周知徹底
- ・ 収集許可業者への協力要請

### ④ごみステーションの管理体制の整備

各家庭からのごみの排出と市の収集の接点であるごみステーションについては、清潔で安全かつ適正な管理ができるよう、各自治会との協力による管理体制を構築していきます。

また、既存の GIS 管理システムや収集委託業者へのヒアリング実施による情報を一元化して、効率的かつ適正な管理体制を整備していきます。

#### 具体的な内容

- ・ GIS 管理システムの更新
- ・ 収集委託業者へのヒアリング

## ⑤効率的な収集・運搬体制の確立

広域処理の移行に伴って、分別区分及び収集・運搬体制の統一から約 2 年経過し、適正処理に努めていますが、まだ収集運搬が効率化されたとはいえません。したがって、さらなる効率化を推進するために、前述の「④ごみステーションの管理体制の整備」と連動し、現状の収集・運搬体制を把握します。その後、効率的な収集体制を検討し、確立していきます。

### 具体的な内容

- ・ 現況の収集・運搬体制等の把握及び整理（人員・収集ルートなど）
- ・ 収集運搬のシミュレーション（効率化の検討）

## ⑥福祉収集の実施

今後高齢者人口の増加が見込まれることから、高齢者や障がい者に対して、支援体制を検討すると共に、戸別収集の実施や訪問収集・ボランティアの協力等によるごみの出しやすい環境整備を検討し、実施します。

### 具体的な内容

- ・ 支援体制の庁内調整

## ⑦廃食用油の再生利用の検証

平成 20 年 9 月から家庭の使用済み天ぷら油を回収し、軽油の代替燃料である BDF（バイオディーゼル燃料）に再生しています。この燃料は、環境にやさしい燃料として注目されており、現在ごみ収集車 8 台に使用しています。この事業は、さらなる循環型社会の実現と二酸化炭素の削減を目指し、環境問題に取り組むものです。したがって、今後は、回収箇所や利用する車両の拡大を検討するとともに、その効果も検証します。

### 具体的な内容

- ・ 廃食用油の回収箇所の拡大
- ・ 廃食用油の利用拡大
- ・ ごみ収集車の燃料利用の効果・検証



BDF を利用しているごみ収集車

〔出典〕橋本市ホームページなど

## ⑧ごみ処理経費の明確化

ごみの収集から処理・処分までに係る費用負担について詳細に把握することは、事業の効率化を図ることができます。また、各事業に対しての費用対効果も検討できます。

今後は、環境省の推奨する一般廃棄物会計基準を参考に、ごみ処理形態別（排出抑制、収集・運搬、処理、リサイクル、処分など）の費用がわかるように基準を設定し、とりまとめるものとします。

### 具体的な内容

- ・ 経費内訳の基準化
- ・ 一般廃棄物会計の実施

## コラム 15 ～一般廃棄物会計基準について～

廃棄物処理法基本方針（平成 17 年 5 月改正）において、市町村の一般廃棄物処理事業の 3 R 化を進めるため、国の役割として、一般廃棄物処理事業のコスト分析手法等を示すこととしました。これを踏まえて検討を進め、平成 19 年 6 月に市町村の一般廃棄物処理事業 3 R 化ガイドラインのひとつとして「一般廃棄物会計基準」をとりまとめ、公表しました。

「一般廃棄物会計基準」では、一般廃棄物処理事業に関する費用分析を行うための財務書類を作成するにあたり、費用分析の対象となる費目や費用等の配賦方法、資産の減価償却方法等について標準的な手法を定めており、原価計算書、行政コスト計算書及び資産・負債一覧表の 3 つの財務書類を作成します。

[出典]環境省

## ⑨災害時の廃棄物処理

災害時に多量に発生する廃棄物は、各地で散乱して存在することが多く、早急な撤去が求められます。そのため、それを適正に処理できる体制を構築する必要があります。

本市は、「橋本市地域防災計画」を策定しており、その計画に基づき橋本周辺地域、和歌山県、そして全国をも視野に入れた連携体制を構築していくものとします。

### 具体的な内容

- ・ 災害廃棄物処理計画の策定
- ・ 災害ごみの広域処理体制の構築

## ⑩廃棄物処理事業概要の作成

廃棄物処理事業概要は、本市が 1 年間の排出や収集・処理・処分についての量や状況を取りまとめたもので、今後のごみ処理の方針や課題を把握するための基礎資料として活用できます。したがって、今後は毎年とりまとめていくものとします。

### 具体的な内容

#### 廃棄物処理事業概要の作成

## 6 計画の進行管理

本計画では、Plan（行動計画の策定）、Do（施策の実行）、Check（評価）、Action（見直し）を行う「PDCAサイクル」の概念を導入し、計画の進行管理を行うものとします。

施策の計画や推進、そのチェック機能については、これまで毎年実施して議会などに報告していくこととします。

計画の進行管理の内容は、表 5.7 に示すとおりとし、PDCAサイクルのイメージは、図 5.1 に示すとおりとします。

表 5.7 計画の進行管理

| 項 目           | 内 容                                                   |
|---------------|-------------------------------------------------------|
| Plan（行動計画の策定） | 本計画の目標や施策などを具体的な行動計画を検討・策定し、広く市民や事業所に周知します。           |
| Do（施策の実行）     | 行動計画に基づき実行します。                                        |
| Check（評価）     | 計画の進捗状況を客観的に評価します。その評価結果は、議会などに報告します。                 |
| Action（見直し）   | 毎年度での課題事項は、その都度改善します。行動計画の前提条件に大きな変動があった場合は、見直していきます。 |

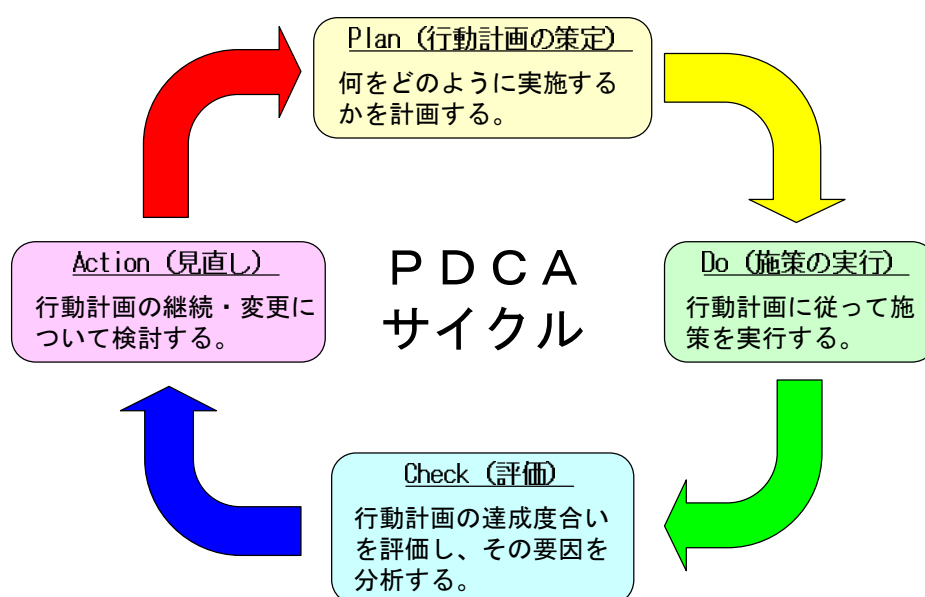


図 5.1 「PDCAサイクル」のイメージ